

令和2年3月

お客さま各位

加茂信用金庫

改正民法施行を踏まえた投資信託および債券の約款・規定の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月からの改正民法施行を踏まえ、投資信託・債券の各種約款・規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の約款・規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

希望される方には、改定後の約款・規定を配付いたしますので、当金庫窓口へお申し出ください。

記

1. 改定する約款・規定

【投資信託】

- ・加茂信用金庫投信取引約款
- ・自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）

【債券】

- ・振替決済口座管理規定(振込国債)

【投資信託・債券共通】

- ・特定口座約款

2. 改定日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容

- （1）口座管理手数料を徴求しないことを明記、または条文を削除。
- （2）「当金庫所定の〇〇」の文言を極力削除。
- （3）解約等で「お客様が第〇〇条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」を削除。
- （4）定型約款の変更を行う際の手続についてその方法等を明記。

以 上